

令和元年12月5日

都道府県・指定都市市民活動担当課 御中

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定について（通知）

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

標記について、令和元年6月14日に公布されました、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、下記のとおり特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令が11月29日に公布されましたのでお知らせいたします。

これまで、認証申請時に、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第20条等に該当しない旨の誓約書を法人から提出いただいているところ、今般の改正により誓約書の様式を変更いただく必要はありませんが、NPO法第20条各号の内容が変わりますので、ご確認の際はご注意ください。（別紙1を御参照下さい）

この改正による特定非営利活動促進法施行規則の新旧条文については別紙2をご参照ください。

記

1. 背景

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布された。

一括整備法においては、NPO法の成年被後見人等に係る欠格条項を「心身の故障により業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」に適正化する改正が行われた。

一括整備法における当該改正について、「法律の公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること」とされており、今般、一括整備法の施行に向けて必要となる内閣府令の整備を行い、NPO法施行規則の一部を改正する内閣府令が11月29日に公布された。

2. 内閣府令の概要

NPO法第20条第6号に規定する「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」として、「精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定める。

3. 今後のスケジュール

施行：令和元年12月14日

以上